

- 近年、非正規労働者の「雇用の安定」と「均等・均衡処遇の実現」を目的とした法の制定・改正が相次いでいます。
- 2016年3月には、「一億総活躍国民会議」（2016年2月23日）にて、総理より非正規雇用関連法の改正準備や賃金格差に関するガイドライン制定の指示があったことを受け、「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」が設置されました。
- 検討会での議論を踏まえ、「第5回働き方改革実現会議」では、「同一労働同一賃金ガイドライン案」が提示されています。

最近の法動向

- 2012年 労働者派遣法の改正（均衡待遇確保の努力義務など）
労働契約法の改正

知ってますか？労働契約法改正で導入された3つのルール

- ◆労働契約法第18条（無期転換）
有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年間を超えたときは、**労働者の申込みにより**無期労働契約に転換できるルール
- ◆労働契約法第19条（雇止め法理の法制化）
使用者による不合理な雇止めが認められないルール
- ◆労働契約法第20条（不合理な労働条件の禁止）
不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルール

- 2014年 パートタイム労働法の改正（不合理な待遇格差の禁止など）
- 2015年 労働者派遣法の改正（派遣期間制限の見直しなど）
同一労働同一賃金推進法の制定

- 2016年3月 「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」設置
- 2016年12月 「同一労働同一賃金ガイドライン案」提示

ガイドライン案の位置づけを含む法改正に向けた議論はこれから！

今後の動向

- 労働契約法、パートタイム労働法や労働者派遣法の一括法改正等について、労働政策審議会で議論される見通し

電機連合の考え方

無期転換に関する基本的な考え方

- (1)無期転換者は**正社員**とする。
また、労働協約上の**組合員**とする。
- (2)やむを得ず「多様な正社員区分」を設定する場合は、下記対応とする。
 - ①すべての労働条件について、正社員と不合理な労働条件格差がないことを確認する。
 - ②正社員への転換をするための措置を構ずる。
 - ③労働協約上の組合員として会社と協議し、労働協約を変更する。
 - ④組合規約改訂の機関手続きを行い、組合規約上の組合員とする。

働き方の多様化に対応した均等・均衡処遇の実現に向けた基本的な考え方

- 直接雇用の非正規労働者への対応
- (1)職種・職務などの仕事基準による賃金制度を整備する。
 - ・産業別最低賃金の適用と上回る水準の確保
 - ・スキル・能力の高まりが賃金に反映できる昇給制度を確立
- (2)仕事の価値を評価のうえ、正社員と均等・均衡な処遇とする。
- (3)1年以上継続雇用の場合、一時金を支給することとし、正社員と均衡な支給基準を確立する。
- (4)その他労働条件についても、均等・均衡処遇であることを確認し、合理的理由のない格差がある場合は改善をはかる。

- 非正規労働者の「雇用の安定」と「均等・均衡処遇の実現」には、労使の取り組みが重要です。
- 電機産業で働くすべての労働者の労働条件向上と組織化に取り組めます。

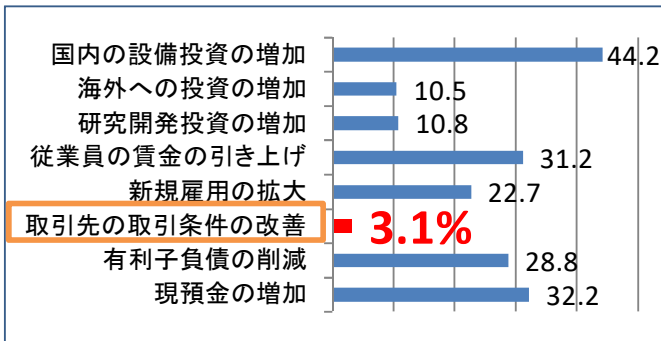
「付加価値の適正循環」で電機産業の持続的発展を！

- 電機産業の持続的発展には自社のみではなく、事業や製品に関わるすべての企業の競争力を高め続けることが必要です。そのためにもそれぞれの企業で生み出される付加価値を適正に循環させ、国内産業の強化を図る取り組みが重要です。
- 2014年12月に行われた政労使会議では「(経済界は)取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組む」とし「継続的にフォローアップを行っていく」こととしています。

しかし下請取引等の実態調査では・・・

大企業に対する書面調査

「業績改善時にどの分野に資金を投じたか」では、「取引先の取引条件の改善」はわずか**3.1%**



生み出された付加価値が適正に配分されていない実態が明らかに。

中小企業へのヒアリング結果では・・・

- ✓ 高品質が要求される中、ひたすら厳しい値下げ要請を受けた！
- ✓ 円高を理由にコスト削減要求、円安になったのに還元なし！
- ✓ 親事業者に金型返却や保管料負担を話しても対応なし！
- ✓ 大企業からは長期手形(120日)による支払を受ける！



出所: 中小企業庁 取引条件の改善に関する調査 (2015年12月～2016年3月)

自主行動計画に関する動き

電機・情報通信機器関連の3工業会 (JEMA、JEITA、CIAJ) は、サプライチェーン全体での取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」を2017年3月を目途に策定する予定です。

【自主行動計画(案)】

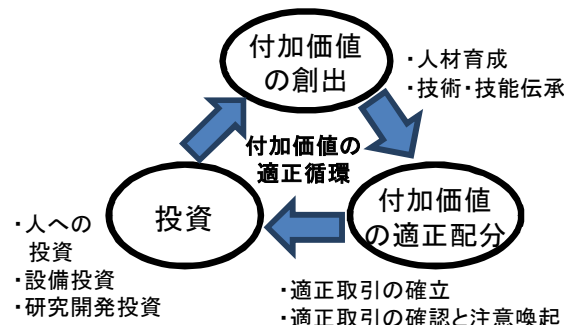
合理的な価格決定	一方的な原価低減要請はしない
下請代金支払の適正化	出来る限り現金払い、手形は60日目標
金型管理の適正化	金型の保管費用は親会社負担
各社の取り組みの徹底・浸透	ガイドラインの改正内容、自主行動計画の内容を各社の規則等に反映し通達
教育の徹底・人材の育成	調達活動に関係するすべての部門の関係者を含めた講習会・eラーニング等の実施
パートナーとの協創関係の深耕	工程改善、品質改善、生産性向上の提案など、Win&Winの関係構築

※JEMA: 日本電機工業会、JEITA: 電子情報技術産業協会、CIAJ: 情報通信ネットワーク産業協会

付加価値の適正循環の取り組み

～第103回電機連合中央委員会議案書抜粋～

電機連合は2016年闘争より、「付加価値の適正循環」の取り組みをスタートしました。2017年闘争では引き続き考え方の理解促進を図るとともに、「付加価値の創出」「付加価値の適正配分」を進めることで適切に付加価値を確保し、さらなる付加価値の創出に向けた「人への投資」につながる取り組みを進めます。



- 根拠のない一律的な値引き交渉、取引先の金型の維持費・管理費負担など、付加価値が適正に配分されていない現状があります。まずは自社の実態把握が必要です。
- 電機産業の持続的な発展に向けて、工業会が策定する「自主行動計画」の確実な実行と、付加価値の適正循環をめざして労使で踏み込んだ協議を実施しましょう。